

## 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく 「法制上の措置」の骨子に対する意見

平成25年8月21日  
全国知事会

本日、政府は、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置として、社会保障制度改革の推進に関する骨子を閣議決定した。

社会保障は地方の理解と協力なしには推進し得ないものである。持続可能な社会保障制度を確立するという今回の改革の実現に向けて、地方が適切に役割を果たすことができるよう、国は、責任を持って必要な財源の確保や地方への権限の付与等を行うとともに、地方と手順を踏んだ丁寧かつ十分な協議を行う必要がある。

特に、病床の機能分化、医師確保及び国保の見直しについては、住民生活をはじめ、都道府県の財政や組織体制等地方自治に極めて重大な影響を及ぼすおそれがあることから、国においては、結論ありき、スケジュールありきで改革を進めることなく、地方と丁寧かつ継続的な議論を進め、地方の理解を得たものについて法制化等の措置を講ずるべきである。

### 1 医療提供体制等について

- 地域医療ビジョンや保健医療計画等により都道府県が主体的にあるべき医療提供体制を構築していくための手法の検討について、都道府県との議論を深化すべきである。国と都道府県が十分協議を行う中で、実効性のある手段を具体的に提示し、その実施主体となる都道府県に十分な財源と権限を付与すべきであり、それが示されない中で、都道府県に計画策定の責任だけが転嫁されることがあつてはならない。
- 医療提供体制整備への財政支援については、地域の実情に合わせ、施設整備のみならず人材確保や医療連携、医介連携等に、都道府県が柔軟に活用できる仕組みとすべきである。
- 人材確保について、特に医師確保、医師の偏在是正に向けた地方独自の取組には限界があることから、国レベルでの実効性ある施策を実施すべきである。
- 地域包括ケアの重要な要素である在宅医療提供体制の整備、医介連携、認知症対策、介護予防といった喫緊の課題については、厚労省において省内部局横断的に整合性を持って地方との協議に当たるべきである。

### 2 国民健康保険制度について

- 骨子にもあるとおり、持続可能な国民皆保険制度を維持するため、「国民健康保険の財政支援の拡充」により「国保の財政上の構造的な問題を解決すること」が、国保の運営について、都道府県が市町村とともに責任を担うことの前提となる。  
単に保険者を都道府県に移行するだけでは、国保の構造的な問題は解決せず、單なる赤字の付け替えにすぎない。国の責任と負担を一方的に転嫁するようなことは容認できない。

- 後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により不要となる国費を国保に優先投入することをはじめとする財政基盤の確立など、国保の構造的な問題を抜本的に解決する方策を提示することが必須である。
- 運営主体等のあり方を議論するにあたっては、都道府県と市町村が権限と責任を分担し、市町村のインセンティブが働く制度とすべきであるが、構造的な問題の解決策の具体的な内容や実施時期を曖昧にしたまま運営面の議論だけが進み、結果的に都道府県になし崩しに財政責任や負担が押し付けられることは断じて認められない。
- その上で、将来にわたり持続可能な医療保険制度の構築のため、被用者保険も含めすべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた道筋を提示すべきである。

### 3 少子化対策について

- 少子化は、国家的な危機を招きかねない待ったなしの政策課題であり、今が、少子化対策を国策の中心に据え、人口置換水準である合計特殊出生率2.07を目指して取り組む最後のチャンスである。
- このため、国策として結婚・妊娠・出産・働き方などのライフステージに応じた総合的な少子化対策に取り組むことが必要であり、骨子に掲げられた事業にとどまらず、国とともに地方が地域の実情に合った幅広い取組を迅速に講ずることができるように、国と地方で協議し、効果的な措置を講じていくべきである。